

青森県報

第二千三百三十五号

平成十六年
六月四日
(金曜日)

目次

告 示

結核予防法による医療機関の指定	……………	(保健衛生課)	…	一
公有水面埋立ての承認の申請の要領	……………	(漁港漁場整備課)	…	一
道路の区域の変更	……………	(道路課)	…	二
道路の供用の開始	……………	(同)	…	四
公有水面埋立て工事のしゅん功認可	……………	(港湾空港課)	…	四
右	……………	(同)	…	五
公 告	……………			
特定非営利活動促進法第十条第一項の規定による公告	……………	(県民生活政策課)	…	六
特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示	……………	(医療薬務課)	…	六
右	……………	(同)	…	六
出先機関	……………			
青森県営農高等学校の学生募集	……………	(営農高等学校)	…	七
公安委員会	……………			
型式の検定適合遊技機	……………	(生活保安課)	…	八

告

示

青森県告示第四百十八号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、同法第三十四条及び第三十五条に規定する医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行令（昭和二十六年政令第百四十二号）第二条の六第一項の規定により告示する。

平成十六年六月四日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指定年月日
アイン薬局鯉ヶ沢店	西津軽郡鯉ヶ沢町大字舞戸町字下富田四の三三	平成一六・六一
長島皮フ科クリニック	青森市金沢四丁目一六の二七	"

青森県告示第四百十九号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第四十二条第一項の規定により、平成十六年五月二十七日公有水面の埋立ての承認の申請があったので、同条第三項において準用する同法第三条第一項の規定により、その要領を次のとおり告示する。

なお、その関係書面及び図書は、告示の日から起算して三週間、平内町役場に備えて置いて縦覧に供する。

平成十六年六月四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請者の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名

1 申請者の住所及び名称

東京都千代田区霞が関二丁目一〇の三

国（国土交通省）

2 代表者の住所及び氏名

青森市中央三丁目二〇の三八

青森河川国道事務所長 富岡 誠司

二 埋立区域

1 位置

東津軽郡平内町大字土屋字鍵懸一の二、二及び二に隣接する国有地先公有水面

2 区域

次の地点から の地点までを順次に直線で結んだ線及び の地点と の地点を直線で結んだ線により囲まれた区域

の地点 東津軽郡平内町大字西平内二二 林班に設置された四等三角点(北緯

四 度五四分一 秒、東経一四 度五一分五 秒) から二八七度五

分二二・六二メートルの地点

の地点 から二七六度二二分四・五一メートルの地点

の地点 から二八六度一八分九・五七メートルの地点

の地点 から二九五度 分二二・六八メートルの地点

の地点 から三 度〇一分九・二二メートルの地点

の地点 から四二度三 分七・八七メートルの地点

の地点 から一三〇度一 分九・四二メートルの地点

の地点 から四 度一 分二七・三 メートルの地点

の地点 から一三 度一 分二 ． 七四メートルの地点

の地点 から一三 度一 分二・三九メートルの地点

の地点 から九七度一 分三・二七メートルの地点

3 面積

六九五・ 平方メートル

三 埋立てに関する工事の施行区域

1 位置

東津軽郡平内町大字土屋字鍵懸一の二、二、三及び二に隣接する国有地先公

有水面

2 区域

次のアの地点からエの地点までを順次に直線で結んだ線及びエの地点とアの地点を直線で結んだ線により囲まれた区域

アの地点 東津軽郡平内町大字西平内二二 林班に設置された四等三角点(北緯

四 度五四分一 秒、東経一四 度五一分五 秒) から二八八度一

分二 六・九四メートルの地点

の地点 から二七六度二分五・八一メートルの地点

の地点 から二七六度二分四・五一メートルの地点

の地点 から二八六度一八分九・五七メートルの地点

の地点 から二九五度 分二二・六八メートルの地点

の地点 から三 度一分九・二二メートルの地点

の地点 から四二度三 分七・八七メートルの地点

の地点 から四二度二九分六・四八メートルの地点

ウの地点 イの地点から三九五度四六分三九・八 メートルの地点

エの地点 ウの地点から一三 度 七分三八・二四メートルの地点

3 面積

一、八六・ 五九平方メートル

四 埋立地の用途

漁業関連施設

青森県告示第四百二十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成十六年七月三日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成十六年六月四日

青森県知事 三 村 申 吾

図面 番号	道路 種類	路線名	変更 の 区 間	変更 の 前後 別	敷地 の 幅員	敷地 の 延長	備考
----------	----------	-----	-------------------	--------------------	---------------	---------------	----

青森県告示第四百二十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成十六年七月三日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成十六年六月四日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
国道一〇一号	五所川原市大字姥范字船橋一八五の九から五所川原市大字姥范字船橋一九二の一まで	平成十六年六月四日
県道石川百田線	弘前市大字松森町三八の七から弘前市大字土手町一三三の一まで	"

青森県告示第四百二十二号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定により、平成十一年八月二十日免許した公有水面の埋立てについて、同法第二十二条第一項の規定により、平成十六年五月二十八日次のとおり埋立てに関する工事のしゅん功の認可をしたので、同条第二項の規定により告示する。

なお、免許等の関係図書の写しは、この告示の日から起算して十年を経過する日まで平内町役場に備え置いて縦覧に供される。

平成十六年六月四日

小湊港港湾管理者 青 森 県
代表者 青森県知事 三 村 申 吾

一 認可を受けた者の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名

1 認可を受けた者の住所及び名称

青森市長島一丁目の一

青森県

2 代表者の住所及び氏名

青森市長島一丁目の一

青森県知事 三村 申吾

二 埋立区域

1 位置

東津軽郡平内町大字浜子字家の下五四八番、五四六番、三七四番、五三八番及び五四四番の地先公有水面

2 区域

次の地点のうち、の地点から の地点までを順次結んだ線、 の地点から二〇度四八分五四秒六七・四六メートルの地点を円心とする半径六七・四六メートルの円周で の地点と の地点を結ぶ南側の円弧、 の地点から三三八度五九分四二秒五九一・四六メートルの地点を円心とする半径五九一・四六メートルの円周で の地点と の地点を結ぶ南側の円弧、 の地点から三二八度三二分一三秒五一・四六メートルの地点を円心とする半径五一・四六メートルの円周で の地点と の地点を結ぶ南側の円弧、 の地点から二二六度三六分二二秒二八・五五メートルの地点を円心とする半径二八・五五メートルの円周で の地点と の地点を結ぶ北側の円弧、 の地点から一三度三五分四二秒二二・四六メートルの地点を円心とする半径二二・四六メートルの円周で の地点と の地点を結ぶ南側の円弧、 の地点から②の地点までを順次結んだ線及び ②の地点と②の地点を結んだ線により囲まれた地域

- の地点 東津軽郡平内町大字浜子字堀替二五一番地内の国土地理院浜子三等三角点（北緯四〇度五五分五秒七五二、東経一四二度〇〇分〇八秒五七七）から二八一度一六分一六秒二八二・八八メートルの地点
- の地点から三四三度三〇分〇二秒四二・四四メートルの地点
- の地点から七三度三〇分〇七秒二・二四メートルの地点
- の地点から八九度五四分二秒四八・一五メートルの地点
- の地点から六三度四五分五九秒一〇七・八〇メートルの地点
- の地点から四七度三四分一七秒一九・五八メートルの地点
- の地点から七〇度〇五分五八秒三一・五一メートルの地点
- の地点から八二度〇八分三三秒八八・八四メートルの地点
- の地点から一〇二度三〇分〇四秒二・二四メートルの地点
- の地点から一九二度三〇分〇〇秒四六・五四メートルの地点

- の地点 ①の地点から二八二度二九分四九秒七・九九メートルの地点
- の地点 ②の地点から二七七度〇八分一秒一七・三七メートルの地点
- の地点 ③の地点から二七七度五七分三八秒一三・三四メートルの地点
- の地点 ④の地点から二七〇度二五分四二秒一〇・〇三メートルの地点
- の地点 ⑤の地点から二六一度〇八分三一秒八・六四メートルの地点
- の地点 ⑥の地点から二六二度三七分五九秒一四・六九メートルの地点
- の地点 ⑦の地点から二五九度〇三分〇八秒八・三五メートルの地点
- の地点 ⑧の地点から二五六度四六分一五秒五・五一メートルの地点
- の地点 ⑨の地点から二五六度一五分三九秒二九・五一メートルの地点
- の地点 ⑩の地点から二四六度一八分四〇秒二〇・五六メートルの地点
- ⑪の地点 ⑪の地点から二四四度一三分三〇秒二〇・三四メートルの地点
- ⑫の地点 ⑫の地点から二四三度一八分四五秒二〇・二九メートルの地点
- ⑬の地点 ⑬の地点から二四二度三分五五秒二〇・三三メートルの地点
- ⑭の地点 ⑭の地点から二四二度五四分四五秒二〇・四一メートルの地点
- ⑮の地点 ⑮の地点から二三九度四七分二六秒九・八一メートルの地点
- ⑯の地点 ⑯の地点から二四三度〇〇分五七秒二二・五三メートルの地点
- ⑰の地点 ⑰の地点から二四三度三〇分二〇秒二六・八二メートルの地点

3 面積

七、二三八・一五平方メートル

青森県告示第四百二十三号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第一条第一項の規定により、平成十一年八月二十日免許した公有水面の埋立てについて、同法第二十二條第一項の規定により、平成十六年五月二十八日次のとおり埋立てに関する工事のしゅん功の認可をしたので、同条第二項の規定により告示する。

なお、免許等の関係図書の写しは、この告示の日から起算して十年を経過する日まで平内町役場に備え置いて閲覧に供される。

平成十六年六月四日

小湊港湾管理者 青 森 県
 代表者 青森県知事 三 村 申 吾

3 面積

- の地点 ①の地点から七三度三〇分一秒一・〇三メートルの地点
- の地点 ②の地点から七三度三〇分一秒一・〇三メートルの地点
- の地点 ③の地点から七三度三〇分一秒一・〇三メートルの地点
- の地点 ④の地点から七三度三〇分一秒一・〇三メートルの地点
- の地点 ⑤の地点から七三度三〇分一秒一・〇三メートルの地点
- の地点 ⑥の地点から七三度三〇分一秒一・〇三メートルの地点
- の地点 ⑦の地点から七三度三〇分一秒一・〇三メートルの地点
- の地点 ⑧の地点から七三度三〇分一秒一・〇三メートルの地点
- の地点 ⑨の地点から七三度三〇分一秒一・〇三メートルの地点
- の地点 ⑩の地点から七三度三〇分一秒一・〇三メートルの地点
- の地点 ⑪の地点から七三度三〇分一秒一・〇三メートルの地点
- の地点 ⑫の地点から七三度三〇分一秒一・〇三メートルの地点
- の地点 ⑬の地点から七三度三〇分一秒一・〇三メートルの地点
- の地点 ⑭の地点から七三度三〇分一秒一・〇三メートルの地点
- の地点 ⑮の地点から七三度三〇分一秒一・〇三メートルの地点
- の地点 ⑯の地点から七三度三〇分一秒一・〇三メートルの地点
- の地点 ⑰の地点から七三度三〇分一秒一・〇三メートルの地点
- の地点 ⑱の地点から七三度三〇分一秒一・〇三メートルの地点
- の地点 ⑲の地点から七三度三〇分一秒一・〇三メートルの地点
- の地点 ⑳の地点から七三度三〇分一秒一・〇三メートルの地点
- の地点 ㉑の地点から七三度三〇分一秒一・〇三メートルの地点
- の地点 ㉒の地点から七三度三〇分一秒一・〇三メートルの地点
- の地点 ㉓の地点から七三度三〇分一秒一・〇三メートルの地点
- の地点 ㉔の地点から七三度三〇分一秒一・〇三メートルの地点
- の地点 ㉕の地点から七三度三〇分一秒一・〇三メートルの地点
- の地点 ㉖の地点から七三度三〇分一秒一・〇三メートルの地点
- の地点 ㉗の地点から七三度三〇分一秒一・〇三メートルの地点
- の地点 ㉘の地点から七三度三〇分一秒一・〇三メートルの地点
- の地点 ㉙の地点から七三度三〇分一秒一・〇三メートルの地点
- の地点 ㉚の地点から七三度三〇分一秒一・〇三メートルの地点
- の地点 ㉛の地点から七三度三〇分一秒一・〇三メートルの地点
- の地点 ㉜の地点から七三度三〇分一秒一・〇三メートルの地点
- の地点 ㉝の地点から七三度三〇分一秒一・〇三メートルの地点
- の地点 ㉞の地点から七三度三〇分一秒一・〇三メートルの地点
- の地点 ㉟の地点から七三度三〇分一秒一・〇三メートルの地点
- の地点 ㊱の地点から七三度三〇分一秒一・〇三メートルの地点
- の地点 ㊲の地点から七三度三〇分一秒一・〇三メートルの地点
- の地点 ㊳の地点から七三度三〇分一秒一・〇三メートルの地点
- の地点 ㊴の地点から七三度三〇分一秒一・〇三メートルの地点
- の地点 ㊵の地点から七三度三〇分一秒一・〇三メートルの地点
- の地点 ㊶の地点から七三度三〇分一秒一・〇三メートルの地点
- の地点 ㊷の地点から七三度三〇分一秒一・〇三メートルの地点
- の地点 ㊸の地点から七三度三〇分一秒一・〇三メートルの地点
- の地点 ㊹の地点から七三度三〇分一秒一・〇三メートルの地点
- の地点 ㊺の地点から七三度三〇分一秒一・〇三メートルの地点
- の地点 ㊻の地点から七三度三〇分一秒一・〇三メートルの地点
- の地点 ㊼の地点から七三度三〇分一秒一・〇三メートルの地点
- の地点 ㊽の地点から七三度三〇分一秒一・〇三メートルの地点
- の地点 ㊾の地点から七三度三〇分一秒一・〇三メートルの地点
- の地点 ㊿の地点から七三度三〇分一秒一・〇三メートルの地点

一 認可を受けた者の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名

1 認可を受けた者の住所及び名称

青森市長島一丁目の一 青森県

2 代表者の住所及び氏名

青森市長島一丁目の一 青森県知事 三村 申吾

二 埋立区域

1 位置

東津軽郡平内町大字浜子字家の下三五番七及び三五番二六の地先公有水面

2 区域

次の ①の地点から ②の地点までを順次直線で結んだ線及び ③の地点と ④の地点を結ぶ平成九年九月の秋分の満潮位（C・D・Lプラス〇・四九一メートル）における公有水面と第二浜子防潮堤との境界線により囲まれた区域

の地点 東津軽郡平内町大字浜子字堀替二五一番地内の国土地理院浜子三等三角点（北緯四〇度五五分五六秒七五二、東経一四一度〇〇分〇八秒五七七）から二六五度二四分三四秒五六二・九二メートルの地点

の地点 ①の地点から三四三度三〇分一秒九六・六〇メートルの地点

の地点 ②の地点から二五三度三〇分一秒二・九一メートルの地点

の地点 ③の地点から三四三度三〇分一秒三七・四四メートルの地点

の地点 ④の地点から七三度三〇分一秒一五・五五メートルの地点

の地点 ⑤の地点から一六三度三〇分一秒一・〇三メートルの地点

の地点 ⑥の地点から七三度三〇分一秒一・〇三メートルの地点

の地点 ⑦の地点から一六三度三〇分一秒一・〇三メートルの地点

の地点 ⑧の地点から七三度三〇分一秒一・〇三メートルの地点

の地点 ⑨の地点から一六三度三〇分一秒一・〇三メートルの地点

の地点 ⑩の地点から七三度三〇分一秒一・〇三メートルの地点

の地点 ⑪の地点から一六三度三〇分一秒一・〇三メートルの地点

の地点 ⑫の地点から七三度三〇分一秒一・〇三メートルの地点

の地点 ⑬の地点から一七二度三〇分一秒一・七一メートルの地点

四、〇九〇・九一平方メートル

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十六年六月四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成十六年五月二十日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人大間町観光最北端協同組合

三 代表者の氏名

興村 俊彦

四 主たる事務所の所在地

下北郡大間町大字奥戸字向町五四

五 定款に記載された目的

この法人は、大間町及び周辺町村民に対し、大間町の観光の発展、地域文化の伝承及び自然環境の保全を図る事業を行い、もつて観光の振興と地域文化の振興に寄与することを目的とする。

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成十六年六月四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 物品等の名称及び数量

青森県立中央病院重油（JIS一種二号）供給単価契約一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県立中央病院管理調達課

青森市東造道二丁目の一

三 契約の方法

一般競争入札

四 契約の相手方を決定した日

平成十六年四月一日

五 契約の相手方の名称及び住所

株式会社東北タンク商会

青森市橋本一丁目六の三

六 契約金額

一リットル 三十円九十七銭五厘

七 契約の相手方を決定した手続

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもつて有効な入札をした者を契約の相手方としたものである。

八 入札の公告を行った日

平成十六年二月十三日

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成十六年六月四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 特定役務の名称及び数量

青森県立中央病院清掃作業等業務委託一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県立中央病院管理調達課

青森市東造道二丁目一の一

三 契約の方法

一般競争入札

四 契約の相手方を決定した日

平成十六年四月一日

五 契約の相手方の名称及び住所

株式会社エイエスワイ

青森市岡造道二丁目一七の四

六 契約金額

一億四千三百七十四万五千元

七 契約の相手方を決定した手続

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を契約の相手方としたものである。

八 入札の公告を行った日

平成十六年二月十三日

出 先 機 関

青森県営農大学校告示第二号

平成十七年度青森県営農大学校学生を次のとおり募集するので、青森県営農大学校規則（昭和五十五年三月青森県規則第二十号）第七条第三項の規定により公示する。ただし、二次募集試験は一次募集試験（推薦選考を含む。）の合格者が定員に満たない場合のみ実施することとする。

平成十六年六月四日

青森県営農大学校長 米 田 豊

一 修業年限

二 二年

二 募集人員

課 程	定 員
畑作園芸課程 果樹課程 畜産課程	七十名 (男女を問わない。)

三 受験資格等

1 推薦選考は、2の(一)及び次の各号のすべてに該当する者で、出身学校長の推薦を得た者

(一) 学校成績の評定平均値が三・五以上の者

(二) 卒業後、農業経営に従事する等地域の農業振興に尽くす意志が強固で健康な者

2 一次及び二次募集試験は、次の各号のいずれかに該当する者

(一) 農業に従事し、又は従事しようとする青年で学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者又は平成十七年三月三十一日までに卒業する見込みの者

四 試験等の実施期日、場所及び試験科目

(二) 前項に規定する者と同等以上の知識及び能力を有すると知事が認める者

試験等	試験の期日等	試験の場所等	試験科目等
推薦選考	平成十六年十二月三日 (金) 午前十一時	(千〇三九 二五九八) 上北郡七戸町字大沢 四八の八 青森県営農大学校	小論文、面接、調査書等の関係書類
一次募集試験	平成十七年二月七日 (月) 午前九時十分	"	筆記試験「現代文、数学、生物、小論文」、面接
二次募集試験	平成十七年三月四日 (金) 午前九時十分	"	"

五 受験手続

試験等	合格者の発表	試験	試験	試験等	試験等	
		二次募集	一次募集	推薦選考	提出書類	
発表の期日		〃	〃	〃	〃	
		八 健康診断書 口 最終出身学校の成績証明書 イ 最終出身学校の卒業証明書又は卒業見込証明書	一 入校願書(第一号様式写真貼付) 二 受験票(本校所定のもの、写真貼付) 三 平成十六年三月に高等学校又は中等教育学校を卒業した者及び平成十七年三月に卒業する見込みの者にあつては、知事が別に定める志願者調査書 四 前項に規定する以外の者にあつては、次に掲げる書類 イ 最終出身学校の卒業証明書又は卒業見込証明書 口 最終出身学校の成績証明書 ハ 健康診断書	一 入校願書(第一号様式写真貼付) 二 受験票(本校所定のもの、写真貼付) 三 平成十六年三月に高等学校又は中等教育学校を卒業した者及び平成十七年三月に卒業する見込みの者にあつては、知事が別に定める志願者調査書 四 前項に規定する以外の者にあつては、次に掲げる書類 イ 最終出身学校の卒業証明書又は卒業見込証明書 口 最終出身学校の成績証明書 ハ 健康診断書	一次募集試験の提出書類(第四項を除く。)に加えて出身学校長の推薦書(第二号様式) 平成十六年十一月九日(火)から同月十九日(金)まで	提出先 (〒〇三九 二五九八) 上北郡七戸町字大沢四八の八 青森県営農大専校
		平成十七年二月十八日(金)から同月二十五日(金)まで	平成十七年一月四日(火)から同月二十五日(火)まで	平成十六年十一月九日(火)から同月十九日(金)まで	〃	

七 その他

推薦選考	平成十六年十二月十三日(月)
一次募集試験	平成十七年二月十五日(火)
二次募集試験	平成十七年三月八日(火)

- 1 青森県個人情報保護条例第十八条第一項の規定に基づき、本人又はその法定代理人は、入校試験結果について、次のとおり、口頭による開示を請求することができる(本人又は法定代理人であることを証明する書類を持参すること)。(一) 開示する個人情報、科目別得点及び総合得点とする。(二) 開示期間は、合格発表の日から起算して一か月以内とする。(三) 開示場所は、青森県営農大専校会議室とする。
- 2 この募集について不明な点がある時は、青森県営農大専校教務課(電話〇一七六 六一 三一一番)に問い合わせること。

公安委員会

青森県公安委員会告示第三十三号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第二百二十二号)第二十条第四項の規定に基づく検定申請に係る次の遊技機の型式について、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和六十年国家公安委員会規則第四号)第六条の規定による技術上の規格に適合すると認められたので、同規則第九条第一項の規定により告示する。

平成十六年六月四日

青森県公安委員会委員長 櫛 引 利 貞

遊技機の種類	型 式 名	製造業者又は輸入業者名
--------	-------	-------------

〃	〃	〃	〃	〃	ぱちんこ遊技機
CRにゃんにゃん楽園M5Z	CRにゃんにゃん楽園M8Z	CRにゃんにゃん楽園M6Z	CR走れコウタローHN	CR走れコウタローFN	CR男の花道YA
〃	〃	株式会社三洋物産	〃	株式会社大一商会	株式会社高尾

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一 号 青森県	(印刷所・販売人) 青森市第一間屋町三丁目番 七七号 東奥印刷株式会社	毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円一 銭
--------------------------------------	--	----------------------------------